

兵庫県公報

平成24年12月17日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第11号

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削り、同条第3項中「当該各号に掲げる額」の右に「(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

第10条第3項を同条第2項とする。

附則第2項中「第10条第3項」を「第10条第2項」に、「同項第1号」を「同項第2号」に改め、「同項第2号中「1,000円(当該住宅が当該職員若しくは給与規則第22条の3第4項に規定する者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は、2,500円)」とあるのは、平成21年11月までの間にあっては「3,500円」と、同年12月から平成22年11月までの間にあっては「2,500円」と、同年12月以降にあっては、「1,600円」と」を削る。

附則第4項の前の見出し中「長期勤続者に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「100分の104」を「100分の87(平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第47条の4第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

附則第5項中「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「第43条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は第44条若しくは第45条」を「第43条から第45条まで」に改め、「20年以上」及び「第43条から第46条までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87(平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92)」に改める。

附則第8項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「第43条第1項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第9項中「第45条及び第46条の規定にかかわらず」を削る。

附則に次の6項を加える。

(給料月額の特例)

37 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における附則第17項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第5号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

38 前項の規定により附則第17項の規定を読み替えて適用する場合における附則第19項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは「附則第37項の規定により読み替えて適用する附則第17項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号から第3号まで又は附則第37項の規定により読み替えて適用する第4号若しくは第5号に定める」とする。

39 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における特定任期付職員の給料月額に係る附則第18項の規定の適用については、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」とする。

40 前項の規定により附則第18項の規定を読み替えて適用する場合における附則第19項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは「附則第39項の規定により読み替えて適用する前項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号又は附則第39項の規定により読み替えて適用する第2号に定める」とする。

(通勤手当の特例)

41 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用してする通勤のため、橋等を利用し、当該利用に係る料金を負担することを常例とする職員の通勤手当に係る第12条第1項第3号(附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、管理者が別に定める日までの間、同号中「4,000円」とあるのは、「20,000円」とする。

42 前項に規定する管理者が別に定める日までの間の通勤手当に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項(附則第41項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成15年兵庫県病院局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

第3条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成18年兵庫県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「退職手当の額が、改正後の給与規程」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の給与規程第45条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の給与規程附則第4項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92)(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の87(平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては104分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては104分の92)」を乗じて得た額が、病院事業職員の給与に関する規程」に改め、「附則第16項の規定による改正後の」を削る。

附 則

この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中病院事業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)附則に6項を加える改正規定 平成25年1月1日
- (2) 第1条中給与規程附則第4項の前の見出し及び同項の改正規定、同項に後段を加える改正規定、給与規程附則第5項の改正規定、給与規程附則第7項の前の見出しを削る改正規定並びに同項から給与規程附則第9項までの改正規定並びに第2条及び第3条の規定 平成25年3月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成25年4月1日